

福岡県公報

平成19年10月3日
第 2 7 3 4 号

目 次

告 示 (第1808号 - 第1824号)

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	1
保安林の所在場所等	(治 山 課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
換地を定めない土地の指定	(農地計画課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
土地区画整理事業の換地処分の完了の届出	(都市計画課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
換地を定めない土地の指定	(農地計画課)	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	5
土地改良区連合の成立	(農地計画課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6

告 示

福岡県告示第1808号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るもの以外のものに限る。）で定めるところによる。
平成元年3月7日農林水産省告示第295号（4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに前原市役所及び志摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1809号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所
前原市大字川付字光23の2、23の25から23の29まで、字菖蒲谷481、大字白糸字モモス463の38、字地獄480の2、480の13、大字瀬戸字内野山785
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1810号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字阿恵字茶屋72 - 1 及び72 - 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字阿恵231 - 3

藤野 貢

福岡県告示第1811号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年10月3日から同月17日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

福岡都市計画都市高速鉄道5号西日本鉄道天神大牟田線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

春日市春日原東町一丁目、春日原東町二丁目及び春日原北町三丁目の各一部

大野城市栄町一丁目、栄町二丁目及び雑餉隈五丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

春日市都市計画課

大野城市都市計画課

福岡県告示第1812号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業吉川地区小伏換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めず土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
宮若市	小伏	森久	1476	田	1854のうち300
宮若市	小伏	立地	933-1	田	1904のうち140

福岡県告示第1813号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州市聴覚障害者協会

(2) 代表者の氏名

大澤 五恵

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた7階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、聴覚障害者及び盲ろう者（以下「聴覚障害者等」という）の多様な福祉ニーズを把握し、社会参加に必要な情報提供及び調査研究するとともに、聴覚障害者等個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことが出来るよう寄与することを目的とする。

福岡県告示第1814号

福岡都市計画事業津丸土地区画整理事業の施行者である福岡町津丸土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成19年9月19日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	朝 田 線 日 田	前	うきは市浮羽町朝田670番4先から 同市浮羽町朝田672番1先まで	5.0 ～ 9.5	50.0
			後	うきは市浮羽町田籠670番4先から 同市浮羽町田籠672番1先まで	5.0 ～ 9.5	50.0
宗 像	県道	若 宮 線 玄 海	前	宗像市田野2481番23先から 同市田野974番1先まで	8.0 ～ 17.5	832.0
			後	同 上	11.0 ～ 21.5	832.0

福岡県告示第1816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	朝 田 線 日 田	うきは市浮羽町田籠670番4先から 同市浮羽町田籠672番1先まで

福岡県告示第1817号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人岡田武彦記念館 秋月書院關雎學舎

(2) 代表者の氏名

福田 殖

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉市大字日向石字上河原55番1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもをはじめ一般市民に対して、書院教育を通じあらゆる啓蒙活動を実践し、地域と社会に輪を広げ、広く公益性の増進に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1818号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人ドーズ美容医療協会

(変更後) 特定非営利活動法人ワード医療協会

(2) 代表者の氏名

竹下 憲生

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区網場町3番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、アンチエイジング医療（抗加齢医療）や、栄養学的見地からの子どもの健全育成に関する事業などを行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1819号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あゆとも福祉会

(2) 代表者の氏名

八田 照幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区星の原団地32番106号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者など心身にハンディキャップを持つ人々が住みなれた地域での生活を送っていくために必要な支援を行うことによって、福祉の増進に寄与し障がいのある・なしに関わらず助け合い共に歩んでいける社会を築いていく

ことを目的とする。

福岡県告示第1820号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業山川地区中原、佐野換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
みやま市	甲田	堀ノ内	789	田	565のうち557.99

福岡県告示第1821号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）フレスポ花見ヶ丘
- (2) 所在地 福岡県福津市花見が丘二丁目255番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

来客車入口付近にあるY字路が、渋滞によって通行しにくくなると予想されます。また、上り車線のバスが停車中、福岡方面からの来客車が右折のために並んだと

きは、バスと右折車の列の間を一般車が通行しにくく、渋滞が懸念されます。渋滞解消のため、実効性のある対策を練るなど、配慮を求めます。

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

国道495号は、通学路であり、近隣の病院の通院・入院患者が頻繁に歩く場所でもあるため、安全性の確保を求めます。

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

- (4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

- (5) 廃棄物にかかる事項等

意見なし

- (6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (7) その他

意見なし

福岡県告示第1822号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ベスト電器大佐野店
- (2) 所在地 太宰府市 都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20 - 1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1823号

次の土地改良区連合が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する同法第10条第3項の規定により公告する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区連合名	認可年月日
筑後川下流土地改良区連合	平成19年9月18日

福岡県告示第1824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣線	遠賀郡岡垣町海老津1152番4先から 同郡同町海老津631番先まで